

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
長野日本無線株式会社(長野県長野市稲里町1163)[1000025300]
2. 資格登録停止措置の期間
令和元年12月27日 ~ 令和2年2月26日(2ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格業者は、平成30年3月31日を基準日とする経営事項審査等において、実際には技術者要件を満たさない者を技術職員名簿に記載して提出し、経営事項審査を取得した。また、当該経営事項審査をもって長野県建設工事入札参加資格を取得した。これらのことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和元年8月22日、長野県知事から監督処分(指示処分)を受けた。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者が、建設業法違反により建設業許可部局から監督処分(指示処分)を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第10号(建設業法違反行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)